

令和元年6月 教育委員会定例会会議録

○日 時 令和元年6月4日（火） 13：30～16：30

○場 所 有明庁舎 1階 相談室

○出席委員の氏名

教 育 長 森 本 和 孝
教育長職務代理者 本 多 直 行
委 員 友 永 峰 昭
委 員 立 花 博
委 員 森 み ず き

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 平 山 慎 一 教育総務課長 菅 幸 博
学校教育課参事 平 田 賢 社会教育課長 松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 書 記 北 島 久 弥

○議事日程

- 第 1 会期決定
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 前回会議録の承認
- 第 4 教育長報告及び各課5月行事報告
- 第 5 議案上程

25号議案	島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について	原案 可決
26号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）	原案 承認
27号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原図書館設置条例の一部を改正する条例）	原案 承認
28号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原文化会館条例の一部を改正する条例）	原案 承認
29号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市有明総合文化会館条例の一部を改正する条例）	原案 承認
30号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例）	原案 承認
31号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例）	原案 承認

32号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例）	原案承認
33号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例）	原案承認
34号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例）	原案承認
35号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立温水プール条例の一部を改正する条例）	原案承認
36号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市有明プール条例の一部を改正する条例）	原案承認
37号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営球場条例の一部を改正する条例）	原案承認
38号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営庭球場条例の一部を改正する条例）	原案承認
39号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営運動広場条例の一部を改正する条例）	原案承認
40号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例）	原案承認
41号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例）	原案承認
42号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）	原案承認
43号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例）	原案承認
44号議案	議会の議決を経るべき議案について（島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例）	原案承認
45号議案	議会の議決を経るべき議案について（平成31年度島原市一般会計補正予算第1号）	原案承認

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 (1) その他

報告事項

① 6月行事予定表

(2) その他

【会議録】

開会 (13:30)	
森本教育長	ただいまから6月定例教育委員会を開催いたします。
第 1 会期日程	
森本教育長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。（「はい」の声）
第 2 会議録署名委員の指名について	

森本教育長	議事録署名委員に、本多委員と友永委員を指名します、よろしくお願ひします。（「はい」の声）
第 3 前回会議録の承認	
森本教育長	次に、日程第3「前回会議録の承認について」を議題といたします。 前回会議録の承認を行いたいと思います。4月26日に開催した定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付させていただいておりますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」という声あり）
森本教育長	それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
第 4 教育長報告及び各課5月行事報告	
森本教育長	次に、日程第4「教育長報告及び各課5月行事報告」を議題といたします。まず、私から報告をさせていただきます。 1点目は、体育大会、運動会についてです。 19日に中学校の体育大会が、26日に小学校の運動会が開催されました。委員の皆様には御出席いただきまして、ありがとうございました。中学校の体育大会は、昨年に引き続き天候不良により、プログラムを一部変更して、午前中のみ実施した学校、午後から一部のプログラムを実施した学校があるなど臨機応変な対応をされるなかで、当日開催できたことが何よりであったと思います。校長会のほうでもずいぶんと意思統一を図って対応したようでした。この件に関して保護者からの特段の苦情はなかったとお聞きしております。 翌週、26日の小学校の運動会は、一転して好天に恵まれました。しかしながらニュースでも報道をされておりますが、非常に高温になることが予想され、各学校とも熱中症対策として、給水タイムを午前午後を導入したり、高温になると予想される午後の実施競技を減らすために、一部競技を中止し時間短縮を図ったりと、いろいろと工夫していました。

森本教育長

参観された、来賓の意見を聴く機会がありましたが、小学校でもプログラム変更という、臨機応変な対応ができていたと感心されてきました。全国的には、児童生徒の健康面に配慮して体育大会、運動会を午前中のみ開催に切り替えている学校が増加しているとニュースで報じていました。

体育大会、運動会の教育的なねらいを考えると、今後、運動会の在り方が問われているような気がします。

2点目は、園児、児童生徒が巻き込まれる事故、事件について

5月9日滋賀県大津市において、散歩に出かけて、信号待ちしていた保育園児の集団に自動車が入り込んで、園児2名が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。

また、5月28日には神奈川県川崎市で、スクールバスを待っていた小学生等20人が殺傷され、大人1人、小学6年生女児1名が亡くなるという凶悪且つ冷淡な事件が発生しました。

双方の事件、事故とも、子供たちには何の落ち度もないわけであり、事故、事件を起こした大人に対して怒りを禁じ得ません。

滋賀県の交通事故後については、校長会で交通安全指導の徹底を、今回の川崎市の事件の後には、5月29日付けで、安全指導の徹底の通知を送りました。詳細は、後ほど学校教育課あるいは社会教育課の方から報告があるかと思えます。安全対策が急務ではありますが、現段階では「逃げる」「大声をあげること」の訓練の大切さを指導しなければならないと考えています。

3点目は、「いのりの日」についてです。

昨日6月3日は、いのりの日でした。各学校ともに、集会及び講話を実施していました。「いのりの日」については、本市の教育基盤である「生命、きずな、感謝の心」を直接的に学ぶ機会であり、また、雲仙普賢岳噴火災害を風化させないためにも、今後とも継続して取り組まなければならないと感じました。

以上で私からの報告を終わります。引き続き各課から5月の報告をしてください。まず、教育総務課からお願いします

菅 課 長

教育総務課の5月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会

	定例会報告事項（教育総務課）」の主なものについて内容説明。]
古瀬課長	学校教育課の5月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の主なものについて内容説明。]
松本課長	社会教育課の5月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の主なものについて内容説明。]
浅田課長	スポーツ課の5月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の主なものについて内容説明。]
森本教育長	今の各課からの報告について何か、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
立花委員	<p>よろしいですか、学校教育課になると思います。10連休がありましたが、「島原市の運動部活動の在り方に関する方針」というのは、もう部活指導者等への説明会が終わりましたよね。その説明を受けて新たなやり方で部活動をスタートしていると思うんですが、この10連休中に市教委が提示したガイドラインがきちんと守られて実施されているのかどうかを把握はされてますでしょうか。というのがですね、10連休というのが休みにならず、ある学校では毎日部活の練習があるので、休みがとれずそれも一つのストレスになってどうも不登校気味になっているという声が聞こえてきています。</p> <p>指針は出ているはずなのに、指導方針は出すけどきちっと現場の隅々までそれが行き届いているのかどうか、フォローされているのかなど、疑問に思ったわけです。</p> <p>働き方改革においても、これは義務じゃないんですが、高校あたりもほとんど土日が無いほど仕事をされている。どういうことかと退職した校長に大丈夫ですかと聞いたのですが、あれは校長が命じた勤務ではないので働き方改革には抵触しないとのことでした。例えば島高の早朝補修とかは教員の自主活動でやっているから、それは働き方改革の勤務時間とは別だと、そのような捉え方でいいのかと思い、ふと部活のことも</p>

平田参事	<p>頭をよぎったわけです。</p> <p>ですから、もし、把握をしているようであれば、お答えいただきたい。</p> <p>部活動についてですが、把握はまだ出来ておりません。ただ部活動のガイドラインはご存じのように、1日のうち2時間、あるいは週に2回以上の休みをとるとされておりまして、10連休があれば、2回以上の休みがあるのは当然だと私は認識しておりますので、今後確認をさせていただきたいと思います。</p>
森本教育長	<p>さきほど立花委員から働き方改革についてご意見がありましたが、先般文科省がガイドラインを出しました。これはあくまでも在校時間という扱いをしています。校長が超勤を命じるというのは教員の場合、限定的になりますので立花委員がおっしゃるとおりなんです。要は、自分は命じていない、教員が自主的、主体的に頑張っているんですよと、そこに手を付けたくないじゃないですかというのが、これまでの考え方でした。</p> <p>そういったことから、教員がもう際限なく長時間、時間外をしている、その実態を是正するためにいよいよ国がガイドラインを示したということになります。ただ扱い方としては、教員の自主的主体的勤務に変わりはないので、そこまでは踏み込んでいない、踏み込んでいればもう少しうまくいったのかなと感じています。報告予定にはありませんが、今回ガイドラインに示された45時間の調査を今かけております。4月の在校時間、それをどう少なくしていくのかが今後の課題となります。</p>
森本教育長	<p>他にはございませんでしょうか。</p>
森委員	<p>よろしいでしょうか、社会教育課に質問です。肥前島原子ども狂言に娘が今年お世話になるんですけど、毎年名簿をもらって思うんですけど、今年も半数ぐらいが新しい子たちになっているんですけど、毎年終わって新しくなった時に1年目、2年目以降も続ける子がかくっと減っているなど毎年思うんですけど、それをどういうふうに思われますか。</p>

全国的にも珍しい取り組みで島原市も力を入れていて、すごくいいことだと思うんですが、それが1年目は多くの子が参加して2年目になると三分の一しか残らなくて、さらに3年目になるとまた減ってというふうに年数が上がれば上がるほど、子供たちの数が減ってきて、5年6年というベテランの域になると本当に数えるほどの人数になっているのを毎年名簿で見ると、せっかくいいことなのに、なかなか継続していくのが難しいのではないかなと毎年思うんですが、それについて、どうお考えかお聞かせください。

森本教育長

わかりました。今年データに何かありますか松本課長。

松本課長

今年データで見ますと40名中18名が初めての子供たちになります。残りの22名中、2年目が4人になります。昨年が30名後半ぐらいだったので、三分の一くらいは1年でやめたことになります。参考まで3年目というのが3人ということです。

子ども狂言協力の事務局の方と相談しながら、1年間続けた子には翌年の募集の段階で必ず2回ほど電話をいれまして、2年目もどうですかと問いかけをしております。そのなかで続ける子続けない子いるんですけども、理由はちょっとわからないんですが、子供がちょっとやめたいと言っているとか、逆に佐世保から来ている子は子供が来たいと言っているから連れてきたというケースもあり、理由については私どももきちんと情報分析出来ていないんですが、子供たちが続けたいというところは続いて、ちょっときついというところは、続いていないという現状だと思っております。

森本教育長

松本課長、本年の就学前の子供は何名ですか。

松本課長

12人です。12人のなかに2年目が一人3年目が一人というところですよ。

森本教育長

以前は小学校からとしてましたが、途中から園児の加入もできるようにして、あの楽しさ面白さを早めに体験できると私は思っておりました

森 委 員	<p>が、去年元気で頑張っていた子が今年はいないというのは私も感じておりました。</p> <p>どうしても、じっとしていないといけない時間が長いので、就学前の子は年齢的にもちょっと厳しいのかなと思います。就学前の子が多くなると先輩の子供たちがお世話してあげるといのがあります。たとえば娘は合唱団に入っていて、小さい子供たちは上の子供たちが世話をしてあげる、それが楽しくて娘も長く続けているんですが、そういうふう縦の関係が密になってくると、あのお姉ちゃんがいるから小さな子でも続けようかなというふうになってくるのかなと思うんですけど、私も娘と一緒に参加してて、なかなかそういう縦のつながりもないような気がするし、一部のお母さんとは仲良くしているけれど、お母さん同士の横のつながりもあまりなくて、どの子のお母さんが誰という姿がなかなか見えてこないところもあって、そういう部分で子供狂言をするにあたって、参加者同士の結びつきが薄いのかなという気がしますね。</p> <p>子供を連れていくのも親としては大変なんですね、夏休みになると練習も密になってきて、夕方5時くらいから練習に連れて行ったりとか、親の送り迎えも大変なんだけど、お母さん同士がそういう情報でつながったり、仲良くしたりとかしていると、お互いアドバイスがあったりとか、なかなかそういうつながりが薄いのかなというふうには思います。</p> <p>保護者会があっても、保護者主体じゃなくていわれるままの状態なので、保護者自身が会の深いところまではいっていけない、お手伝いをしたいんだけど、どこまでやっていいのかわからない。一時期は袴の縫い上げの手伝いをしたりとか、最後のカレーパーティの手伝いなんかは積極的にするんですけど、それ以上はどこまで手伝っていいのかなという躊躇というかそういうのはありますね。みんなと一緒に思いっきり頑張りたいというのがあったら、子供たちも親のそういう姿を見て、自分も頑張ってみようという気持ちになるのかなと思うんですけど、現状そういうのが薄いのかなと毎年参加しながら思っております。</p>
松 本 課 長	<p>今のお話に感じるころはございます。たとえば活動の在り方といいますか、年間の活動のなかで、大ホールと中ホール分かれて活動するの</p>

が非常に多い状況です。場所を分けると練習の効率は上がりますが、子供同士、親同士のつながりは薄れる可能性はあろうかと思えます。その点について事務局と相談してみます。

それで保護者の方のお手伝いについて事務局に投げてみたこともあったんですが、できたら甘やかしたくないという思いも持ってらっしゃるところもあって、練習に関しては極力親の協力なしでやりたいという強い思いも持ってはいらっしゃるんです。私も保護者会で挨拶させてもらうんですが、とにかく子供たちの成長を見てほしいということで、是非家庭では、頑張っているねとか上手になったねとか、そういった声かけだけでも子供たちは喜んで、頑張る気持ちを出すと思えますよと話させてもらっているんですが、今演目をやろうと思ったら、家でも練習をしないと、というちょっと厳しいお願いもあって、確かに練習も密になってくると負担をかけているという面もあると思えます。

私たちがそういったご意見を踏まえながら、結局参加してよかったと思ってもらわないと、価値がありませんので、私たちがそういうところを考えながら協力会とやり取りをしていきたいと思えます。以前も森委員さんからカレーパーティなんかにお手伝いをしますよと協力の手を投げられたんですが協力会のほうが自分でやるとなって、私個人はちょっと残念だったんですね、一保護者からのご意見ももっと汲んでほしいなとおもってたんですけど、我々も練習を全面的にお願いしている関係で、なかなか強く言えないところもあって、大変申し訳ないと思うんですけれども、せっかく興味をもって入った子供たちが、少しでも続けたいと思うように私たちが努力していきたいと思えます。

森 委 員

年数が高い子たちがセリフをするんですけど、セリフもちょっと負担になっている子供さんもいらっちゃって、でも一度始めたことはやめられないし、という思いで、セリフが万緑先生の要求するレベルまで達しないと福岡まで練習に行ったりとか、そういうのもあるみたいなので、親からしても大変かなとは思えますね。日曜日にわざわざ福岡まで練習にいたりとか、そのたびに謝礼金を渡したりされているみたいなので、大変な部分もあるのかなと見ながら思っていました。

森本教育長	よろしいでしょうか。他にございませんか。 （なしの声）
-------	-----------------------------

第 5 議案上程

森本教育長	<p>それでは、日程の第6議案上程に入ります。</p> <p>第25号議案について提案理由の説明をお願いします。</p> <p align="center">第25号議案</p> <p align="center">島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について</p>
松本課長	<p>議案集1ページをお願いします。第25号議案 島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。提案理由でございますが、島原市立公民館運営審議会委員の任期が満了することから、島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第4条の規定により委嘱しようとするものであります。</p> <p>今回、委嘱しようとする委員は、全部で11名でございます。校長会から1名、公民館利用者代表から3名、各地区公民館運営委員長7名を委嘱したいと考えております。なお、新規委員は柴田光子氏、公民館利用者代表、下岸良助氏、村田考市氏、地区公民館運営委員長の3名でございます。任期につきましては、令和元年6月4日から令和2年5月31日までとしております。条例の規定では、任期は1年となっておりますが、第14条にあります、「この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。」という規定を適用させていただきたいと考えております。その理由であります。各地区公民館運営委員の7名については、毎年5月中に各地区で選任され、6月の定例教育委員会で公民館運営審議会委員として議決をいただいております。本委員については、日額報酬であり、緊急に参集するケースは考えられませんが、年度が替わっておりますので、各地区で選任された後、速やかに委嘱したいと考えております。また、定例教育委員会の日程も固定日ではないことから、6月1日以後の定例教育委員会の開催であっても任期の期限を5月末までとし、委嘱者に対しても理解しやすくしたいと考えているところでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>

森本教育長	<p>ただいま、第25号議案について提案理由の説明がございました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
友永委員	<p>質問をよろしいでしょうか。三会地区の場合、宮崎哲雄さんが委員になってますが、これはあて職でなるのでしょうか、それとも個人的になられるのでしょうか。私の記憶では、三会地区の町内会連絡協議会長だったと思いますが、そのへんはどうなっているんですか。</p>
松本課長	<p>まず、公民館の運営委員会の委員については、各公民館のほうで選任しています。例えば、町内会連絡協議会の会長とか健全育成の会長、また、小中学校のPTA会長、それから地域内の小、中学校の校長、また特殊な形では民生児童委員から選任される場合もあります。他に文化協会から入られたり、なかには社会教育委員がなられているケースもあります。当然、地域の有志ということで、学識経験者が入られる場合もございます。</p> <p>そのなかで、公民館運営委員の互選で委員長を決めていくとなっております。宮崎哲雄さんにつきましては、今年度は三会地区の町内会長さんではないんですが、町内会連絡協議会の規定から、町内会の会員であれば会長ができるとのことで、今年度は三会地区の町内会連絡協議会の会長をされている状況でございます。昨年は別の方が三会地区の町内会の会長をされていたんですが、学識経験者的な立場で公民館運営審議会に入られて、運営委員会委員の互選で宮崎さんが選任されたという経緯になっております。</p>
友永委員	<p>それでは、あて職というわけではなく地域の学識経験者であればいいということですか。</p>
松本課長	<p>ここで公民館運営審議会委員として挙がってきているのは、各地区公民館の運営委員長ということで、挙げさせてもらっています。</p>
友永委員	<p>それともうひとつよろしいでしょうか。任期が毎年1年ということで規定上なっているようですが、これは何年しても1年ということでは</p>

<p>松本課長</p>	<p>うか。表を見てみますと個人的に立派な方ばかり、長くされておりますから個人に対しては全く問題ないと思いますが、これが時代とともに移り変わるわけですから、そういうものの上限というのは今のところないということですね。</p> <p>上限は定めておりません。ただ公民館利用者代表の3名の方については、あて職ではございませんので、大体5年から6年、これが教育委員会の表彰がいただけるというのが5年というのがありますので、表彰を受けられた際に次の方に代わってもらっていいですかということで、この表では、安中地区、白山地区、有明地区なんですけど、次回はできたら違う地区からという形で選任しているところです。</p> <p>参考までに合併後調べたんですが、今回有明地区の方が入られたんですが、合併後有明地区だけが利用者代表の選任がなかったもので、今回有明地区の方に個別にお願いをしたところでございます。</p> <p>任期の上限というところまでは、ここでは決めていないところです。</p>
<p>友永委員</p>	<p>時代とともに変わっていくわけですが、長くされている方はやはり地域から信頼された方ばかりでしょうけど、だからといってこれをずっと長くしていいのかなという気はちょっとしますけど、実際の名前をみればなるほどとは思いますが。以上です。</p>
<p>本多委員</p>	<p>任期の件でよろしいですか、公民館利用者の3名の方、この方たちは目安としておおよそ5年から6年と言われてましたが、任命するにあたってどういう形で任命されているのか、名前がどういう過程で上がってくるのか、教えてください。</p>
<p>松本課長</p>	<p>各地区の公民館主事と相談しながら、活発に公民館を利用されている方を紹介してもらって、また、公民館運営委員に入っている方もいらっしゃいますので、そういったことを踏まえて地区を先に決めてその地区の主事と相談をしながら、お願いしているところです。</p> <p>参考までに有明地区の方は有明文化協会でも活発に活動されていて、当然公民館も利用されるのですが、現在文化協会の監事をされている方で</p>

本多委員	<p>ございます。</p> <p>わかりました。そうすると今、安中白山有明ですが、これが5～6年たつと、また次の方、地区に振り替えると、各地区の状況を勘案しながら公民館主事と相談してある程度絞り込んでいくということですね。推薦状なんかはとらずに、言葉は悪いですが一本釣りをお願いをしていくという恰好ですね。</p>
森本教育長	<p>各地区公民館運営委員会の委員長さんから選出なんですね。松本課長これは各地区によって違うんですね。たとえば各地区の運営委員さんが集まって、毎年この地区では町内会の連絡協議会会長さんが運営委員になるんですよという決まり方をしている地区もあれば、人を見てお互いの互選で選ぶ、森岳あたりは昨年までは民生児童委員の会長さんがなられてましたけど、今回は老人会からとなっていて、やはり人で選ばれる部分もあって複雑なのかなと感じています。</p>
松本課長	<p>人で選ばれているようです。森岳地区は去年は民児協の会長さん、その前が町内会連絡協議会の会長、その前が婦人会の会長ということで毎年団体が違うのですが、その他の地区は、大体町内会、健全育成会が多いかなという状況です。</p>
森本教育長	<p>地区ごとに違っているようですね。なかなか、運営委員会の委員長さんも決まらないときが多くてですね。私も経験があるんですけど。</p> <p>よろしいでしょうか。他にございませんか。 （無しの声）</p> <p>ないようでしたら、第25号議案については承認してよろしいでしょうか。 （はいの声）</p> <p>それでは、第25号議案については承認いたします。</p>
森本教育長	<p>次にここからの進行についてお諮りをしたいことがございます。第26号議案から最後の第45号議案につきましては、議会の議決を経るべき議案でございます。そのうち第26号議案から第44号議案までは、</p>

今回の消費税増税にかかる使用料条例の改正にかかるものでございます。共通する部分が非常に多くありますので、第26号議案につきまして詳細に説明をさせていただきます。その後の条例の審議につきましては、共通部分を説明した後、具体的な改正部分についてのみの説明とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(はいの声)

森本教育長

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

第26号議案

議会の議決を経るべき議案について（島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）

森本教育長

それでは、第26号議案の提案理由等の説明をお願いします。

松本課長

議案集3ページをご覧ください。第26号議案議会の議決を経るべき議案について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、または臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出しようとするものでございます。

議会に提出する議案は、島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案集4ページをご覧ください。ここからが条例でございますが、この条例の提案理由については、6ページに記載しております。消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

4ページをご覧ください。別表の表のみを改正するというものでございます。表の部分を全部改正という形でございます。

8ページをご覧ください。新旧対照表でございます。この後も条例が出てきますが、金額の変更があった部分のみアンダーラインを引いていると

松本課長

	<p>ということでご理解ください。今回の税率改正では、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることから、現行の使用料を108分の100で割り戻して円未満を切上げて税抜き価格を算出し、その額に100分の10を乗じて円未満を切捨てて、消費税額を算出し、合計の円単位以下を四捨五入して新料金を算出しております。</p> <p>この計算でいきますと、現行料金が240円以上の場合に使用料金が増額改定となります。公民館についてはすべての部屋の使用料が10円の増額改定となっております。</p> <p>5ページをご覧ください。施行期日でございますが、この条例は令和元年10月1日から施行しようとするものであります。また経過措置として、この条例による改正後の島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の規定は、この条例施行の日以後の使用許可に係る使用料から適用し、この条例の施行の日の前日までに行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例によるものとしてございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>森本教育長 ただいま、第26号議案について、提案理由の説明がありましたが、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>友永委員 改正内容の消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、使用料を改正するものという提案がなされているんですが、元となる税率改正の根拠法令、これを教えてください。</p> <p>松本課長 条例改正の根拠ですが、消費税法の一部改正によるものです。平成27年に消費税法の一部改正が行われまして、税率を8%から10%に引き上げるということになり、その後28年11月に改めて税制改正がありまして、当初平成29年4月1日から引き上げということでしたが、これが平成31年10月1日に変更されたという経緯がございまして、条例改正案の上程とさせていただいたところです。</p> <p>友永委員 確認いたします。平成28年11月7日付けの消費税法改正の流れを受けて条例改正ということですね。ということは税率は、もちろん消費税改</p>
--	--

友永委員	<p>正の経緯を見て定められるということで、平成27年のもので、その数字・根拠というのはそのまま、そこで示された数字で今回の条例改正ということによろしいのでしょうか。</p> <p>これを聞くのは、みんな使用料を多く払いたくないと思っているからで、なぜ上がったのか、どこでどうなって上がったのかというのを知りたいと思うわけですよ。その一番根幹となるものをはっきり言わないと、何が根拠でその法律に基づいて、この数字の推移というのはこういうものだというのを示すべきだと思います。</p> <p>議会に上程されるのであれば、そこは審議しておく必要があると思います。あとで、その部分を整理した資料をお願いします。</p>
松本課長	<p>税率の流れ、なぜ消費税の対象になるかを含めて、整理をしておきたいと思います。</p>
友永委員	<p>要するに、数字の10円20円の計算方法は今説明がありましたが、その元となるものは何が算定根拠なのかとはっきりしておかないと、一般人にはなかなかわからないし、議員さんもそこに疑問を持たれるのでは。その元はなんですかという話ですよ。基本あんまり払いたくないというのが根底にあるので、そこは、はっきりしておいたほうがよいという思いで今発言しました。</p>
森本教育長	<p>他の課長で今のご質問にどうですか何か回答はありませんか。</p>
菅課長	<p>今友永委員がご指摘のとおりだと思います。ただ、この使用料につきましては、29年に受益者負担に現行料金が、適合しているかどうかという根本的な見直しをしており、そのときに一旦整理をして、今回は単なる消費税の改正に伴う使用料の引き上げということで、使用料の元となるもののなかに、光熱費いわゆる電気料が主な割合を占めています。当然建物等の使用に伴う減価償却費も含まれておりますが、それを抜きにして、電気料が確実に2%は引き上げられますので、その分の転嫁分、実費負担分を今回の改正でいただきたいという主旨の引き上げになろうかと思われま</p>

	<p>す。</p>
友永委員	<p>さらに突っ込むようですが、部屋に対する使用料の単位がありますが、これは空調関係ですか。つまるところ電気を使用するかしないかだから今説明された電気料の転嫁というのも理解はできます。</p>
松本課長	<p>空調については、付属設備ということで、規則のほうで別途定めています。照明の電灯については、部屋の料金に含まれると考えられますが、さきほど菅課長が申しましたように、平成29年に条例改正した際に、原価算定方式という方法で使用料を一つ一つはじきました。原価算定方式というのが、その建物の減価償却費も含めて、実際いくらで運営されているか、たとえば稼働時間、実際24時間のなかで何時間使われているかなどその点を踏まえて、稼働時間に対する1時間あたりの単価を算定したわけです。そのなかで例えば施設の設置目的に応じて、市が負担する分と事業者が負担する分、文化会館であれば法律に基づかないものであるから負担割合の利用者側を高くする、7対3などですね。公民館は、社会教育法上福祉の向上のための施設だから負担割合は5対5にしようとか、いろんな方法があってですね、施設ごとに性格に応じて、はじき出した金額が29年の改正の額だったわけです。</p>
友永委員	<p>電気料の2%は電気を使わないとかからないが、部屋を使えば畳がすれるわけですから、減価償却なら妥当ですよ。減価償却という理由がはっきりしていれば、ああなるほどとそれでわかりました。油代が上がったから電気代が上がるのはわかりますが、電気を使わないのに何で部屋代があがるのかというのは、いまの説明で減価償却が含まれているからというのが理解できました。</p>
松本課長	<p>もともとの額に含まれているということですね、それに対して今回2%の増税分を料金に加算した改正となっております。</p>
菅課長	<p>ちなみにさきほどご指摘があった、空調関係であったり、学校関係の体育館の分は利用料ということで規則で定めているんですが、規則の部分は</p>

	<p>この条例が通った後に、7月もしくは8月のこの定例委員会に規則改正ということで、またお願いしようかと考えております。</p>
友永委員	<p>規則改正は議会じゃなくて、この委員会で決められるということではないんですよね。だったら自由が利きますね。</p>
本多委員	<p>私のほうから質問があります。10月1日から予定されている消費税引き上げに伴う使用料の改定ですけど、26号以下19本あるわけですよね、それに共通する取り扱い方針について何点かおたずねしたいんですが、さきほどの質問と若干重複するところもありますが、消費税アップ分を使用料に転嫁する際の、統一的な算出基準というのがあれば、ご説明いただきたい。それからさきほど少し話題になりましたが、付帯設備について、この条例のなかにうたってある分と、規則に委任している分がありますが、規則のほうも同様にこの2%を転嫁する形になりますよね。その場合にどういったタイミングでされるかですね、どういった方針でされるか、そのへんをおたずねしたいと思います。</p> <p>もう一つ、消費税アップに伴って使用料を上げる際に、島原市の場合社会教育施設とスポーツ施設それぞれ指定管理者に管理委託をしているわけですね、そうすると増額した分は指定管理者の収入として入るんですが、指定管理者としても支出をしなければならない、いろんな経費に消費税がかかってくる、その歳入歳出の折り合いでいくらになるのかわかりませんが、指定管理料にも影響してくる可能性があるわけですね、そういったところは、どういうふうにお考えになっているのか。場合によっては、事業団、あるいはその他の指定管理者において予算を組まないといけないあるいは契約を変えないといけないという部分も出てこないとも限らないので、そのへんがどうなのかですね。</p>
松本課長	<p>まず、算出方法の根拠ということでよろしいですか、全施設共通でございまして、まず、使用料を108分の100で割り戻して、円未満を切り上げ税抜き価格を算出します。その価格に10%、0.1をかけて円未満を切り捨てます。そして税抜き価格に10%課税額の額を足して、10円未満を四捨五入して、改正後の価格ということで全体的な方針が定</p>

	<p>められています。</p> <p>次に付属設備なのですが、今後の予定としましては、6月議会にこの議案を上程し、今回市議会議員選挙によりまして約半月ほど開会が遅れますので、7月の中旬にこの条例案が議決されると思います。その結果を踏まえて、直近の定例会となりますと8月定例会になろうかと思いますが、その会のほうに同様の基本方針に基づいて、上程をさせていただきたいと考えております。</p> <p>次に指定管理料への影響ですが、まず31年度で予算化している指定管理料については影響ないものと考えております。その理由としまして、予算要求の段階で、10月1日以降、使用料が10%に上がるという収入試算、それから10月1日以降、消費税が10%に上がるという支出の試算これに基づいての指定管理料を計算しておりますので、基本的に指定管理料への影響はないと考えております。</p>
森本教育長	<p>他に、第26号議案にかかるご意見ご質問はないでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
森本教育長	<p>第26号議案については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第26号議案については、原案どおり承認いたします。</p> <p>第27号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市図書館設置条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>つづきまして、第27号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>議案集11ページをご覧ください。さきほど教育長から提案がありまし</p>

	<p>たとおり、第27号議案から第44号議案までは、使用料条例の一部改正を議会に提案することについて承認を得ようとするものであります。なお、議会に提案する条例の改正理由、改正箇所、新料金の算定方法、施行期日、経過措置については、すべて第26号議案と共通となりますので、この後の説明では、改正する条例名と、改正する具体的中身についての説明とさせていただきます。</p> <p>第27号議案については、島原市図書館設置条例の一部を改正する条例にあたるものでございます、13ページの新旧対照表をご覧ください。図書館につきましては、すべての部屋の使用料が、10円ずつ増額改定となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第27議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第27号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第28号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原文化会館条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>つづきまして、第28号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>議案集15ページをご覧ください。第28号議案につきましては、島原文化会館条例の一部を改正する条例にかかるものでございます。18ページ新旧対照表をご覧ください。島原文化会館については、アンダーライ</p>

	<p>ンを付している大ホール、中ホール、小ホールAB、展示室AB、和室の使用料が増額改定となっており、その他の部屋については、据え置きとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第28議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第28号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第29号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原有明総合文化会館条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>つづきまして、第29号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>議案集21ページをご覧ください。第29号議案につきましては、島原有明総合文化会館条例の一部を改正する条例にかかるものであります。24ページの新旧対照表をご覧ください。有明総合文化会館については、アンダーラインを付している大ホール、多目的ホール、市民ギャラリーの使用料が増額改定となっており、その他の部屋については据置となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
友永委員	<p>初歩的なことですがよろしいですか。この表の中に和室というのがあ</p>

	<p>りますが、広さは示してありませんが、中段より下の方、200円で現状維持です。さかのぼって言いますと島原文化会館の和室というのは、10円上がっている。これは広さとかでも違うんですかね。島原文化会館のほうは10円上がり、有明のほうは据置というのは何かあるんですか。</p>
松本課長	<p>これについては、2%の増税分についてさきほど説明した計算式に基づいて計算した場合に10円が上がる上がらないという差がついております。ただ、さきほど説明しましたように、原価算定方式で計算をしたときに、島原文化会館については、大体现行の使用料と同等でありましたので、29年3月の改定では、使用料を1時間あたりに平準化し同等の額で改定しました。有明文化会館につきましてはご覧のとおり、和室研修室などが非常に安い金額で設定してありました。29年3月に100円だったんですね、公民館では同等の部屋も280円380円ということでしたので、当初は市民への負担をですね急激に上げないように激変緩和措置ということで1.5倍を上限ということで、安い施設を上げていったんですが、有明については、あえて2倍挙げさせてもらいました。それでも200円までしかなくていないと、それで今回は2%反映されないんですけども、あくまでも経過措置段階という考え方で、今回も条例改正をして2年後だから税分しかあげてないんですが、いずれまた見直す時には、有明文化会館の使用料ももう少し上げた形をお願いすることになるんじゃないかと考えております。</p>
森本教育長	<p>その広さとかの問題ではないということですよ。</p>
松本課長	<p>広さについても実は原価算定方式で出す時には加味してます。</p>
本多委員	<p>公民館のホールが広さも勘案してあるようです。安中公民館が安いですがこれは狭いから。そういったところも勘案されてますよね。</p>
松本課長	<p>若干は勘案されてますが、基本、公民館同士は同等の部屋は同じ金額になってます。当初原価算定方式ではじくときに面積も視野に入れた計</p>

	算になってますので。
友永委員	私もそうですがなっただけだと、経緯がわからないとなぜそうなっているのかがわからない。議員さんも同じでしょうが。
森本教育長	他に、何か質疑はございませんか。 （「なし」の声）
森本教育長	無いようでしたら、第29号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の発言） それでは第29号議案は原案のとおり承認いたします。 ここで、1時間半経過したので休憩といたします。 < 休憩中 >
森本教育長	それでは、審議を再開いたします。 第30号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原復興アリーナ条例の一部を改正する条例）
森本教育長	第30号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	第30号議案から第44号議案については、スポーツ課の所管となりますが、説明の流れ等については、さきほどのとおりでございますのでよろしくお願いいたします。 議案集27ページをお願いします。第30号議案は、島原復興アリーナ

	<p>条例の一部を改正する条例であります。30ページ、31ページの新旧対照表をごらんください。改正案のアンダーライン部分が今回増額改定となっております。このなかでは多いところでは、一番上の50円アップあるいは、10円20円30円のアップ額となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第30号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第30号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第31号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>つづきまして、第31号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集33ページをお開きください。第31号議案は、島原市営平成町多目的広場条例の一部を改正する条例であります。36ページの新旧対照表をお願いします。これにつきましては、プレーコートの1面高校生以下の120円は据置のまま、他の3項目については、増額になっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>

森本教育長	<p>「なし」の声)</p> <p>無いようでしたら、第31号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
森本教育長	<p>(「異議なし」の発言)</p> <p>それでは第31号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第32号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>続きまして、第32号議案について提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集37ページをお願いします。第32号議案は、島原市営平成町人工芝グラウンド条例の一部を改正する条例であります。40ページの新旧対照表をお願いします。これにつきましては、改正案のアンダーラインのある部分が増額となっております。一番最初26号議案で申しましたように240円を境に上がりますので、その金額以上がアップという内容となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第32号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第32号議案は原案のとおり承認いたします。</p>

第 3 3 号議案

議会の議決を経るべき議案について（島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例）

森本教育長

つづきまして、第 3 3 号議案について、提案理由の説明をお願いします。

浅田課長

議案集 4 3 ページをお願いします。第 3 3 号議案については、島原市霊丘公園体育館・弓道場条例の一部を改正する条例であります。4 6 ページ 4 7 ページをお開きください。これにつきましては、前号と一緒にですがアンダーライン部分が改定となっております。ついてない部分は据え置きとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

（「なし」の声）

森本教育長

無いようでしたら、第 3 3 号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の発言）

森本教育長

それでは第 3 3 号議案は原案のとおり承認いたします。

第 3 4 号議案

議会の議決を経るべき議案について（島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例）

森本教育長

つづきまして、第 3 4 号議案について、提案理由の説明をお願いします。

浅田課長	<p>議案集49ページをご覧ください。第34号議案は、島原市立有馬武道館条例の一部を改正する条例であります。52ページの新旧対照表をお願いします。これにつきましては、専用使用のみの使用料が増額改定となっております。個人使用につきましては、据え置きとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第34号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第34号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第35号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市立温水プール条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>つづきまして、第35号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集53ページをお願いします。第35号議案については、島原市立温水プール条例の一部を改正する条例であります。56ページの新旧対照表をお開きください。これにつきましては、専用使用のみの使用料が増額改定となっております。個人使用については、据え置きとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>

本多委員	間違いではないんですが、専用使用、個人使用の順番が統一されてませんね、ずっとこれで来てるから変えにくいんですよ。
友永委員	どこかで変えたほうがいいでしょうね。今回表は全部入れ替えでしょう。こんなに一遍に変わることはないでしょう。チャンスですね。
本多委員	しかし、もう例規審査が終わっている。
森本教育長	よろしいですか、そしたら、第35号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の発言)
森本教育長	それでは第35号議案は原案のとおり承認いたします。 第36号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市有明プール条例の一部を改正する条例）
森本教育長	つづきまして、第36号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	議案集57ページをお願いします。第36号議案は、島原市有明プール条例の一部を改正する条例であります。60ページの新旧対照表をお願いします。これにつきましては、専用使用にかかる使用料が増額改定となっております。個人使用については、据え置きとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。 (「なし」の声)

森本教育長	<p>無いようでしたら、第36号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第36号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第37号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島市営球場条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>つづきまして、第37号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集61ページをお願いします。第37号議案は、島原市営球場条例の一部を改正する条例であります。64ページの新旧対照表をご覧ください。これにつきましては、学生野球、高校生以下については据置でございます。その他が増額改定となっております。なお、器具使用料については、そのままの据置となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第37号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第37号議案は原案のとおり承認いたします。</p>

<p>森本教育長</p>	<p>第38号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営庭球場条例の一部を改正する条例）</p> <p>つづきまして、第38号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>浅田課長</p>	<p>議案集65ページをお願いします。第38号議案は、島原市営庭球場条例の一部を改正する条例であります。67ページをご覧ください。一般の使用料が増額改定となっております。高校生以下については据置でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
<p>森本教育長</p>	<p>無いようでしたら、第38号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の発言）</p>
<p>森本教育長</p>	<p>それでは第38号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>第39号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市営運動広場条例の一部を改正する条例）</p> <p>つづきまして、第39号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>浅田課長</p>	<p>議案集69ページをお願いします。第39号議案は、島原市営運動広場条例の一部を改正する条例であります。72ページをお願いします。これに</p>

	<p>つきましては、その他の催し物の使用料のみ増額改定でございます、スポーツの使用については据え置きとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
友永委員	<p>いいですか。運動広場というのはどこになるんですか。</p>
浅田課長	<p>これの対象施設としましては、安中運動広場、杉谷運動広場、三会ふれあい運動広場、この三つが条例の対象となっております。</p>
森本教育長	<p>他に、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第39号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第39号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第40号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>つづきまして、第40号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集73ページをお願いします。第40号議案は、島原市営陸上競技場条例の一部を改正する条例であります。76ページをおねがいします。これにつきましては、専用使用の使用料が増額改定となっております、その他</p>

	<p>の使用料については、据え置きとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第40号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第40号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第41号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>つづきまして、第41号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集77ページをお開きください。第41号議案は、島原市立屋内相撲場条例の一部を改正する条例であります。80ページをお願いします。これにつきましては、専用使用の一般の使用料が増額改定となっております。その他については、据え置きとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第41号議案は原案のとおり承認してよろしいで</p>

	<p>しょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第41号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第42号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>つづきまして、第42号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集81ページをお願いします。第42号議案は、島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例であります。84ページをお願いします。これにつきましては、4つの施設すべての使用料が10円あるいは20円の増額改定となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
本多委員	<p>いいですか。この夜間照明施設はいまだにコインですか。</p>
浅田課長	<p>コイン式になります。</p>
本多委員	<p>では、今回の値上げに見合った金額のコインにできるということですね。</p>
浅田課長	<p>そうです。</p>
森本教育長	<p>他に、何か質疑はございませんか。</p>

森本教育長	<p>(「なし」の声)</p> <p>無いようでしたら、第42号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
森本教育長	<p>(「異議なし」の発言)</p> <p>それでは第42号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
森本教育長	<p>第43号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について（島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>つづきまして、第43号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集85ページをお願いします。第43号議案は、島原市有明体育施設条例の一部を改正する条例であります。88・89ページをお願いします。これにつきましては、4つの施設が区分としてはあります。有明体育場は体育館と弓道場があり、体育館の一般のみが10円の増額となっております。有明青少年武道館は武道場でありまして、すべて据置となっております。有明の森運動公園は、有明の森運動場と夜間照明施設に区分され、運動場のその他催し物が10円増額、夜間照明施設の使用料が10円の増額となっております。大野浜運動場に関しては据え置きとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第43号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

	<p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第43号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
	<p>第44号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例）</p>
森本教育長	<p>つづきまして、第44号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
浅田課長	<p>議案集91ページをお願いします。第44号議案は、島原市立れいなん会館条例の一部を改正する条例であります。94ページをお願いします。これにつきましては、トレーニング施設等使用料と会議室等専用使用料に分かれておりますが、トレーニング施設につきましては据え置きでございます。会議室等専用使用料についてはすべて10円の増額となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
	<p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようでしたら、第44号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」の発言)</p>
森本教育長	<p>それでは第44号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第45号議案 議会の議決を経るべき議案について（平成31年度島原市一般会計補正</p>

予算第1号)

つづきまして、第45号議案について、提案理由の説明をお願いします。

菅 課 長

第45号議案議会の議決を経るべき議案について、ということで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、6月定例会に提案予定の平成31年度島原市一般会計補正予算第1号にかかる教育委員会関係経費について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

96ページが補正予算の内容になりますが、96ページが歳入の事項別明細、97、98ページが歳出となっております。今回の教育委員会関係予算としましては、社会教育課関係の歳出が2件、見合いの歳入も2件、スポーツ課関係が歳出が1件、歳入が2件となっております。

内容についてご説明いたします。まず、歳出の方です。97ページ資料1としてありますが、社会教育指導研修経費のコミュニティ助成事業助成金400万円についてでございます。資料101ページをご覧ください。この事業は一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業を活用し、地域のコミュニティ活動に必要な備品を整備するというものでございます。大きく内容が二つあります。

一つ目が、北浦町内会の自治公民館の備品購入ということで、資料にありますとおり、テーブル、いす、テレビ等の備品購入費185万5千円に対する助成額の180万円を計上するものでございます。

二つ目が島原の伝統芸能であります島原七万石踊り、この七万石を踊る会が補助対象となりますが、この会の子供用の衣装の購入費用と致しまして、着物、草履等約70人分を購入しようとするものであります。事業費が242万6千円ほどで助成額が220万円、計400万円の計上でございます。これは補助率100%ということで、同額が96ページの雑入、コミュニティ助成事業助成金、この1、110万円のなかに400万円が計上されております。

二つめです。資料は100ページになります。平成27年から29年に

かけて、実施されました三会原第四地区区画整理事業において範囲確認調査で埋蔵文化財の残存が確認された長貫A遺構で排水路工事にかかる遺構の破壊が免れないとされる300平米について、その発掘に伴う、遺構の調査及び記録保存に伴う事業でございます。

これにつきしましては、補助率が95%ということで、97ページの歳出予算書のほうに、当該事業費の750万円を計上し、歳入のほうに事業費の95%相当額の県の委託金712万5千円を計上しております。

三つ目がスポーツ関係の予算でございますが、資料98ページになります。体育施設管理運営経費に機械器具費850万円の計上です。資料が102ページになります。具体的には三会ふれあい運動広場に設置してある遊具、これは平成5年設置の木製の遊具であります、経年劣化による破損が著しいということで、既存の遊具を撤去して新しい遊具を設置しようというものでございます。

基本的な補助率が100%となっておりますが、既存施設の撤去及び処分費が補助対象にならないということで新しい遊具の設置費用710万円については、歳入のほうに計上しております。

続きまして資料は103ページになりますが、島原市陸上競技場周辺の施設運営管理経費として、庭球場の人工芝全面張替工事4,400万円及び機械器具として、陸上競技場のハードルやハードルの運搬車の購入費用650万円、これは、31年度の当初予算にすでに歳出計上しておりますが、今回スポーツ振興くじTOTOの助成対象になるということで歳入のみを計上しております。予算書のほうでは96ページになりますが、雑入、スポーツ振興くじ助成金というところに2,370万9千円を計上しておりますけれども、内訳につきましては、103ページの下段の方に計上しております。人工芝の張替につきましては、総合運動公園で6面、霊丘公園で2面の計8面を4,400万円で事業を実施することとしておりますが、霊丘公園の方は飛び地となって補助対象とならないということで総合運動公園の6面を3,256万円、これにつきまして、基本的には四分の三75%の助成となっておりますが、TOTOの全体予算のなかで圧縮がっておりますので、結果的には事業費の6割相当の助成ということになっております。もう一つの機械器具につきましては、650万円の事業費でありますけれども、ハードルとハードル運搬車代がこちらが要求する台数から一部

	<p>削減をされておまして、基本80%が実質65%弱の補助率となっております。なお、本予算につきましては、現在、市長査定まで終了しているということで、財政のほうから伺っております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
本多委員	<p>よろしいでしょうか、100ページ三会原第四地区発掘調査事業、これで750万ということで事業をやられるということなんですが、100ページの中ほどで事業費の負担割合に国80%、受益者5%、島原市が15%となってるんですが、これと、上段の発掘調査事業との関連を、ご説明ください。</p>
松本課長	<p>説明がむずかしくなるんですが、基本的に県営事業となりますので、国県、島原市と受益者の間での負担割合となります。そのなかで受益者分と島原市分が20%これはそこに書いてあるとおりになりますが、発掘調査も県営事業も同様に2割なんですが、県との契約に基づいて島原市が金を払うわけですが、発掘調査分は95%分も県が負担して市が5%負担しますと、それで15%差が出てくるんですが、その差額は事業費で別途請求が来るものですから、実際は発掘調査も県営事業も2割負担なんですけれども、発掘調査に関しては県が95%、市が5%出すというふうな形になっています。そして工事が終わったあとに発掘調査のときの15%を含めて請求されるという形になっています。</p> <p>工事の場合には受益者負担の5%が発生して、発掘調査については受益者負担が発生しないんですが、これについては、農林省構造改善局長と文化庁長官の昭和50年の通知がありまして、これに「農業基盤整備の実施地区及び実施予定地区にかかる埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するものとし、かつ、当該調査に要する経費はすべて文化財保護担当部局において負担するよう努めるものとする。やむを得ず、当該調査に要する経費を農業基盤整備費のなかで負担せざるを得ない場合においても、当該経費のうち農家負担分においては、文化財保護担当部局において負担するものとする。」という通知が</p>

	<p>ありますので、ここでは受益者負担が発生せず、95%を国県の負担として5%を市が、発掘調査においては負担する負担割合という流れになっております。</p>
<p>本多委員</p>	<p>概ねわかりました。続いてよろしいですか、この長貫A遺跡にかかる発掘調査がある程度進んで、保存登記か何かされるんですかね。記録保存をする。この調査の後、県営事業が進むということになるんですか、島原市の負担があって、そのときはまた受益者負担がでてくるんですか、これは社会教育課ではなく、どちらかといったら農林水産部門の考え方になるんですか。</p>
<p>松本課長</p>	<p>ここの工事関係でございますが、県のほうが事業主体でございますので、たとえば農地の換地とかは三会の土地改良区と調整されているんですが、土地改良区に確認したところでは、工事の入札を6月に行う予定ですということでありました。ですから今後入札が済んだら、この発掘調査が100ページのなかほどのハートマーク型がA遺跡ですが、この右側に濃い線が入っており、この部分だけが発掘調査の対象地となります。ですから入札が終わりますと周囲から工事を始めていって、その進捗に間に合うように、この線が入っている部分の発掘調査をしていきたいと思っています。現時点の予定としては、県のほうと調整したところでは、予算議決後8月いっぱいには調査を終えると、その後測量調査とか遺物整理に関しては来年3月までの期間があるんですが、8月までに発掘調査を終えると、県のほうとは調整させていただいているところで</p>
<p>本多委員</p>	<p>はい、大体わかりました。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>よろしいですか、他に何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>森本教育長</p>	<p>無いようでしたら、第45号議案は原案のとおり承認してよろしいで</p>

森本教育長	<p>しょうか。</p> <p>(「異議なし」の発言)</p> <p>それでは第45号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
第 6 次回定例教育委員会の日程について	
森本教育長	<p>次に、日程第6「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。</p>
事務局	<p>次回の7月定例教育委員会については、7月5日金曜日、午後2時30分から杉谷公民館2階講義室を予定しております。</p>
森本教育長	<p>各委員さんよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
第 7 その他	
森本教育長	<p>次に、日程第7「その他」を議題といたします。(1)報告事項「①6月行事予定について」、各課から報告をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
平 田 参 事	<p>学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
松 本 課 長	<p>社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
浅 田 課 長	<p>スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
森本教育長	<p>いま、行事予定について説明がありましたが、何かご質問ご意見ありましたら、お願いいたします。</p>

本多委員	<p>14日金曜日ですが、学校経営訪問と社明運動が重なってますね、昨年 も重なっていたんですよ。これに教育長、教育次長も出席されるという表 示があっているんですが、当然これ行けないですよ、なのでこのへんは どうにかならないのでしょうか。</p>
松本課長	<p>お詫びも含めて説明いたします。社明運動の推進地区、島原地区の推進 委員会は古川市長が会長ということで、どうしても古川市長の日程を最優 先で立てさせていただきました。それで今回古川市長も出席いただける予 定なんです、市議会関係とか、市長の上京もあってどうしてもこの日し かとれなかったため、やむなく入れさせていただいたというところでござ います。学校経営訪問の予定も聞いてはいたんですが。教育長も副委員長 となられてますが、昨年も重なって学校経営訪問の方に参加していただ いたところでございます。</p>
本多委員	<p>わかりました。日程調整が難しいんですね。</p>
森本教育長	<p>よろしいですか。それでは、その他のその他のところで何かございま せんでしょうか。</p>
平田参事	<p>フッ化物洗口推進事業実施要綱の前回指摘部分の修正確認及び学力調査 結果の概要について、資料により説明。</p>
森本教育長	<p>この全国調査につきましては、自己採点での集計になっており、県の方 はこの数字がそのままということですが、全国の方は、数字が変わる可 能性があります。国、県の正式な結果がでましたら、また、ご報告いたしま す。</p>
浅田課長	<p>夢の教室の開催予定について資料により説明。</p>
平田参事	<p>川崎殺傷事件を受けた各団体への安全対策文書につき説明。</p>

森本教育長	<p>今回の川崎の事件につきましては、いろいろな専門家の方からそれぞれの立場からのご意見がありました。昨年の新潟で起きた小学校2年女子の連れ去り事案、あのときにはひとりではないということ基本にして安全対策の通知を行って、それを実際行っているのですが、今回は、専門家によりますと集団でいることに対しての危険がある、テロというのは集団を狙ってくるんだというご意見もありましたが、どういうふうな具体的な対応を取っていくのか難しいので、基本的には地域の皆さん方のお力を借りて、安全対策をとっていきましょうということで、中身としては昨年の新潟での事案を受けた対策をさらに強化していきましょうという内容になっています。</p>
友永委員	<p>白山地区の話ですが、登校時間の一番長い子で20分から25分かかっているが、時間が早い子と遅い子がいるので、そこにばらつきがあるのでどちらが事件に巻き込まれやすいかというのはわからないですよ。</p>
本多委員	<p>私は最近栄町の交差点に立っているんですが、最近父兄の方が立たれるようになりましてね。学校の取り組みなんでしょうね、地域の方と保護者の方に見守ってもらいたいというふうな。そういう動きもあるので非常にいい傾向だなと思いました。何をすればいいんですかと尋ねられたので、交通安全のほうはもう地元の方がいらっしゃいますので、声掛けをできるだけしてくださいという話はしました。他の地区もそういうふうになってほしいなと思います。</p>
森委員	<p>集団登校とか集団下校が湯江小は、月曜日しかやっていないですよ、国見なんかでは毎日行っているところもあるので、地区でちがうんですけど、帰りはみんな帰ってくるんでしょうけど、娘が低学年のときには、朝行くときには、心配でした。ともだちと行くときはいいんでしょうけど、時間が合わないときもあるので。地区で違うのはどうなのかなと、考えながらですね。集団登校に間に合わない子もたまにはいるので。</p>
本多委員	<p>どこそこに集まってください。そして6年生なり5年生が前と後ろにたって、やっている。</p>

友永委員	<p>ひとつはですね、危ない人が来たという発声というか、今の子供の傾向として、大人も同じですが、朝から挨拶をさせると声がでるグループもあれば出ないグループもある、大人が挨拶を強要すれば、見方によっては怒っているように見える。今朝もこっちが声をかけても無言でいるから、名前を呼んで大きな声を出したんですが、はたから見ればあまりよくは見えない。ただ心配なのは何かあったときに大きな声を出して知らせることが今の子供には現状では無理なんじゃないかと思います。</p> <p>集団登校も様子をみれば、班長の上級生も必ずしも全体を把握しているわけではない。体の大きな子は先に15分で行く、下級生は20分かけていくという状況ですから、そのグループが連なって行くからいいようなもののなかなか、何かあったときの対応は難しい。</p> <p>だから何かあったときに大声で知らせるというのが、実態はなかなか発声できない。それをどうやって解決するかというと日ごろから大きな声であいさつをするより他にない。学校の近くでは、よく挨拶をするんですよ。</p>
森委員	<p>市のほうでもベルを持たせてはいるんですが、高学年になってくると、1年生のとき渡されたベルも古くなって、故障したままになって持っていない場合もある。そういったベルの支給も必要かなと思います。</p>
友永委員	<p>学校でも一度確認されたほうが良いと思います。名札とか警報ベルとかを持っているかいないかそういうところも含めて、チェックをされたほうが良いと思います。</p> <p>声を発するという急にはできないので、警報ベルの再確認ですね、そういうものが危害の防止になるかもしれない。いざというときに、大声を出すということも含めて、上級生の班長さんに今一度声をかけてもらって。地域の人たちが街頭に立ってというのも、難しい。行き帰りまで番はできないので、もう一度学校側から知らしめる方法を徹底されたほうが良いと思います。周囲の人に頼むのは限界がありますので、そこは徹底させたよというのが教育委員会としては、第一歩だと思いますね。すぐできることだったら確認をする。あいさつをなさないといいもしませんから、そういうところから直して行って、朝なるべく大きな声を出すよう</p>

森 委 員	<p>にさせたほうがいいと私は思います。</p> <p>今1・2年生に、見守りシステムが入ってますが、あれは学校から出るときに親がスマホの映像で確認できますよね。知り合いの1年生の保護者が出たのは確認できたけど、違う集団にうっかりついていってしまって、学童に来てなかったのが大騒ぎになったことがあったんです。GPS機能はついてないんですよね。もし、GPS機能がついていたら、子供の居場所の確認がわかりやすいのかな、学校を出たのはわかる、でも来てないというのは、迷子になってから探すのは大変だと思うし、犯罪に巻き込まれていたら、とても大変なことになるので、そういう位置情報がわかれば、もっと親も安心して登下校ができるのかなと思います。</p>
友 永 委 員	<p>とにかくランドセルが重い、持たせてもらったこんな重いものを背負っているのかとびっくりする。なぜ最近重いかというと、熱中症対策で水をたくさん入れた水筒を入れている子がいる。とにかく重い、上級生になればさらにいろんなものをもっていかないといけないので。</p>
友 永 委 員	<p>学校での呼びかけとかあんまりいうと覚えませんから、上級生、班長が自分の班を最後まできちんと確認していくと、下級生の子は旅しながら行くんです。上級生も一緒にいってるんですが、自分たちでさっさ行く子もいれば、上級生も前後ろで遊んだようにしていくから遅いんですよね。おそらく我々はそういう状況であることはわからない。</p> <p>学校ばかりにお願いするのはおかしい話ですけど、対策としてはそういうことしかないのかなと。</p>
森 委 員	<p>あと、中学生とか部活で遅くなると思うんですけど、この前夕方遅くに犬の散歩にいったときに、街灯から街灯までの距離がかなり長いところがあってひどく暗い場所があったんですけど、部活動で遅くなってそこまで暗いと犯罪にも巻き込まれやすいのかなと思います。</p> <p>通学路の街頭の距離とか、明るさとかも、調べられたらいいのかなと思います。</p>

友永委員	有明も防犯灯は自治会もちでしょう。自治会がたくさんつけばいいんですけどね。あんまり付けないところもある。
森委員	あるところにはたくさんあるんですが、少ないところは本当になくて。住宅街ではあるんですが。
森本教育長	<p>いろんなご意見ありがとうございます。特に友永委員が言われたランドセルの重さ、あれを背負ったままでは、子供たちが逃げることはできないと、だから何かあったときは、ランドセルを捨てて逃げる訓練をきなさいと、もしくは教科書を2つ配って片方は家において、行き帰りは身軽な状態で登校させたらどうかといったご意見もありました。</p> <p>逃げる訓練そして子供たちはとっさに大声が出せないだろうと、日ごろから大声を出す訓練も必要だとそういった指摘をする専門家もいらっしゃったようです。学校のほうとも相談しながら進めていかなければならないと思いました。</p>
森本教育長	他に何かございませんか。
松本課長	ここから非公開をお願いします。
森本教育長	「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。
	《承認》
森本教育長	異議がないようですので、「非公開」といたします。
松本課長	職員の病気、事故等の報告（非公開）
平田参事	引き続き非公開をお願いします。 児童生徒及び教職員の病気、事故等の報告他（非公開）

森本教育長	<p>非公開での審議を閉じて委員会を再開します。</p> <p>他に、何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
第 6 閉会 (1 6 : 3 0)	
森本教育長	<p>ないようですので、これで本日の6月定例教育委員会を閉会します。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員